

日本赤十字社京都府支部
令和6年度事業計画

赤十字は、動いてる！ SAVE365

目 次

	ページ
はじめに	1
第1 救護・社会活動	2
1. 災害救護体制の充実強化	2
2. 赤十字奉仕団の活動の充実	3
3. 国際活動の推進	3
4. 講習普及事業の強化	4
5. 青少年赤十字の育成強化	5
6. 支援者の拡大と活動資金の確保	6
第2 医療事業	7
1. 医療施設の充実強化並びに看護師の養成	7
2. 医療社会事業活動の充実	8
第3 血液事業	9
第4 広報の強化	10
1. 広報活動の展開	10
2. 赤十字キャンペーンの実施	10
第5 その他	11
1. 赤十字事業の推進体制	11
2. 京都府支部有功会の会員の増強並びに組織の充実強化	11
3. 令和6年京都府赤十字大会の開催	11

はじめに

日頃から京都府民の皆様や関係各位の方々には、赤十字事業推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

お蔭を持ちまして、京都府支部は令和5年11月20日に新社屋へ移転・業務を開始し、翌週の11月28日には無事竣工式を執り行うことができました。

新社屋への移転にあたり、心を新たにして、皆様の信頼に応えられるよう尽力してまいります。

さて、令和6年の新年は、誰しもが新型コロナウイルス感染症の苦難を乗り越えた後の明るい未来を願っていたところ、地震災害と航空機事故による痛ましい幕開けとなりました。

京都府支部では、令和6年能登半島地震の発災直後から情報収集を開始し、他府県支部や管内赤十字施設との調整を図り、被災者支援のために1月8日から赤十字救護班の派遣を開始いたしました。

また、これに先立つ1月4日から京都第一赤十字病院・京都第二赤十字病院より、災害派遣医療チーム（DMAT）が出動し、医療救護活動にあっております。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症は、5月に感染症法上の位置づけが、5類感染症へと移行され、人流の回復とともに経済活動も正常化が進みましたが、府内赤十字各施設におきましては、引き続き感染防止対策を継続し、地域医療を支えるため奮闘してまいりました。

一方で海外における人道危機は悪化の一途をたどり、令和4年2月に発生したウクライナ人道危機が長期化する中、イスラエル・ガザ人道危機は、令和5年10月に武力衝突が激化し、医療施設が攻撃を受けるなど国際人道法を無視した深刻な事態となっています。

日本赤十字社では、こうした紛争や世界各地で頻発・激甚化する地震・台風・洪水などの自然災害により、いのちを脅かされ、飢餓や生活困窮に苦しむ多くの人々に支援の手を差し伸べてまいりました。

令和6年度において、京都府支部はこの度の能登半島地震を新たな教訓とし、災害救護訓練による大規模災害等への対応力強化、防災倉庫や必要な資機材の整備を行うと共に、防災教育事業や救急法等の各種講習の実施、青少年赤十字の育成への取り組み等、ボランティアの皆様と共に積極的な活動を行います。医療施設においては、4月から施行となる医師の働き方改革や診療報酬等のトリプル改定への戦略的対応が求められる中、地域の中核病院として安心安全で質の高い医療を提供し、血液センターにおいては特に若年層を中心とした献血の普及啓発に努め、血液製剤の安全性の向上と安定供給を図ってまいります。また、11月に予定しております京都府赤十字大会に向けて準備を進めてまいります。

時代が変遷しても「人道の実現」という日本赤十字社の使命が変わることはありません。苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも人間のいのちと尊厳を守り、皆様の信頼に報いることができますよう、今後も京都府内の赤十字施設が一丸となり、赤十字事業の推進に全力で取り組んでまいります。

皆様のなお一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第1 救護・社会活動



1. 災害救護体制の充実強化

近年、災害は頻発化、激甚化、広域化する傾向にあります。当支部では、災害時に迅速かつ効果的な救護活動が行えるよう「日本赤十字社京都府支部防災業務計画」を策定し、下記の通り訓練・研修等を実施し、救護体制の一層の充実と強化を図ります。

(1) 救護員、防災ボランティアの養成と救護研修体系の整備・充実

行政機関が実施する防災訓練や「日本赤十字社第4（近畿）ブロック合同災害救護訓練」に参加するほか、京都府支部独自の救護訓練、研修を実施しています。また、本社において開催される「全国赤十字救護班研修会」や「日赤災害医療コーディネイト研修」等の研修会に京都府支部管内の施設から職員を派遣します。

(2) 災害発生時における迅速かつ適切な救護体制の構築

「日本赤十字社京都府支部災害救護活動センター」を活用した訓練を実施するとともに、救護活動における車両や災害対策本部等の運用を展開する上で必要な物品の整備を行います。

(3) 防災教育事業（赤十字防災セミナー）の実施

「自助・共助」の取組を推進するため、京都府内の地区・分区と連携し、「講義：災害への備え」や「災害図上訓練（DIG）※1」、「災害エスノグラフィー※2」等、防災・減災に役立つセミナーを開催します。



救護訓練の様子

※1 DIG：Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字

※2 災害エスノグラフィー：被災者の話を聞いて追体験することにより、防災・減災に役立つ教訓や知識を学ぶことを目的としたグループワーク

2. 赤十字奉仕団の活動の充実

赤十字の基本理念を理解し、明るく住みよい社会を築いていくために必要な活動を実践していただいているのが赤十字奉仕団です。

赤十字奉仕団員として多くの皆様の参加を得ることは、赤十字事業の発展に繋がるものであるため、今後も引き続き、地域奉仕団、青年及び特殊奉仕団の組織の充実と強化を図り、赤十字思想の普及や支援者の増強に関する奉仕団活動等の促進に努めます。



赤十字奉仕団による研修会

3. 国際活動の推進

自然災害や紛争をはじめ、緊急対応を要する事態が多発する国際情勢において、活動をより一層強化するため、本社、各支部及び管内施設と連携し、次の事業を推進します。

- (1) 国際救援・開発協力要員の育成強化
- (2) 開発協力事業への参画（令和3年度～ラオス赤十字社救急法普及支援事業）
- (3) 本社国際部から照会のある離散家族支援における安否調査



救急法普及支援事業

4. 講習普及事業の強化

京都府支部では、赤十字の「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、救急法、水上安全法、健康生活支援講習及び幼児安全法の各講習を実施します。（雪上安全法については、京都府支部では開催していません。）また、講習の指導にあたる指導員の育成や現指導員のスキルアップを図るための研修についても実施します。

（1）救急法

日常生活における事故防止や手当の基本、胸骨圧迫や人工呼吸の方法、AED（自動体外式除細動器）を用いた電気ショック、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術を習得できます。

（2）水上安全法

水と親しみ、水の事故から人命を守るため、泳ぎの基本と自己保全、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法などの知識と技術を習得できます。

（3）健康生活支援講習

誰もが迎える高齢期を、健やかに生きるために必要な健康増進の知識や高齢者の支援・自立に向け役立つ介護技術を習得できます。

（4）幼児安全法

子どもを大切に育てるために、乳・幼児期に起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気と発熱・けいれんなどの症状に対する手当などの知識と技術を習得できます。



救急法講習



水上安全法講習



健康生活支援講習(災害時高齢者生活支援)



幼児安全法講習

5. 青少年赤十字の育成強化

将来の赤十字の担い手を育成する青少年赤十字活動を展開し、その強化を図るため、京都府・京都市並びに各市町村の教育委員会、青少年赤十字指導者協議会、青少年赤十字賛助奉仕団等の協力を得て、次の事項を積極的に推進します。

- (1) 青少年赤十字（JRC）への加盟促進とメンバーの増強
- (2) 京都府青少年赤十字指導者協議会及び京都府青少年赤十字賛助奉仕団の組織強化と指導者の養成
- (3) 青少年赤十字防災教育プログラムの普及を目的とした、指導者の育成及び青少年赤十字加盟校の防災教育モデル事業の推進
- (4) JRCリーダーシップ・トレーニング・センターや各種事業の充実



リーダーシップ・トレーニング・センター(小学生の部)



リーダーシップ・トレーニング・センター(高校生の部)



スタディー・プログラム(本社研修)



JRC防災授業の実施

6. 支援者の拡大と活動資金の確保

「日本赤十字社創立記念日（5月1日）」や「世界赤十字デー（5月8日）」等赤十字にゆかりのある日が多い5月は「赤十字運動月間」です。この期間を中心に、地域の皆様とのつながりやコミュニケーションを通じた活動資金と会員の募集を第一に支援者の拡大に取り組みます。活動資金の募集に当たっては、Web広報やSNSの活用など、時代のニーズに即した新たな手法も取り入れます。

また、会員の皆様への情報提供の充実を図り、赤十字の支持基盤の強化に努めます。

（1）支援者の拡大

赤十字事業への理解と協力を得るため、地区・分区、地域奉仕団や地域役員の皆様と連携し府民の皆様幅広く啓発活動を行うとともに、目安として年額500円以上の協力を呼び掛け、支援者の拡大に努めます。

（2）会員の拡大

赤十字事業に賛同し継続して支援していただく会員（年額2000円以上を寄付の上、会員登録いただいた方）に対し、年2回広報誌を送付するなど更なる情報提供に努めます。

（3）ダイレクトメールによる活動資金の募集

企業や団体、過去に活動資金や国内義援金、海外救援金をお寄せいただいた方々にダイレクトメールを送付し活動資金への協力を募ります。

（4）法人会員の拡大

地区・分区、地域奉仕団、有功会会員と連携し、府内経済団体の協力も得ながら、支部管内の法人に対し、赤十字事業への協力要請を行います。

（5）口座自動引き落としやクレジットカードなどによる活動資金募集

戸別訪問による募集方式を補完する取組として、口座自動引き落としやクレジットカード及びスマートフォンアプリJ-Coin PAY（ぼちっと募金）を利用した寄付募集について、引き続き取組を推進します。

（6）遺贈・相続財産による活動資金募集

遺贈に関するパンフレットの配布や、地元金融機関との連携等により、支部に対する遺贈・相続財産寄付の周知拡大に努めます。



京都府支部の広報資材・ダイレクトメール等

第2 医療事業



1. 医療施設の充実強化並びに看護師の養成

京都第一、京都第二及び舞鶴の各赤十字病院は、地域の中核病院として地域医療に大きな役割を果たしています。新型コロナウイルス感染症はようやく沈静化を見せていますが、引き続き感染防止対策に注力し、今後起こりうるパンデミックに備えるとともに、地域の皆様の要望に応え、安心安全な医療を提供できるよう、各医療施設の特色を活かし、次の事項に重点的に取り組んでまいります。

(1) 医療サービスの向上、施設設備の充実強化を図り、経営の安定と機能の充実に努めます。

京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院は、地域の病院や診療所等を支援する医療機関の連携を目的とした地域医療支援病院及び地域がん診療連携拠点病院に指定されています。

また、京都第一赤十字病院は救命救急センター、総合周産期母子医療センター等の運営、京都第二赤十字病院は救命救急センター等の運営、舞鶴赤十字病院は京都府中丹地域医療再生計画に基づき整備した緊急時被ばく放射線検査施設及びリハビリテーションセンター等の運営を行うことにより、地域の中核病院として病院機能の充実に努めます。

(2) 災害時における地域の医療活動拠点として整備充実に努めるとともに、常備救護班の派遣など、災害救護体制の充実に図ります。

京都府の基幹災害拠点病院に指定されている京都第一赤十字病院をはじめ、各病院が災害時における京都府内の医療救護活動の拠点として、いかなる事態においても対応できる体制を整え、赤十字病院としての使命を果たします。

(3) 優秀な赤十字看護師の養成に努めます。

赤十字看護師の養成は赤十字事業の根幹をなすものであり、京都第一、京都第二の各赤十字看護専門学校において、資質の高い救護員の確保と看護職員の高度な知識・技術の向上を目指し、国際理解や人間的涵養を深めた優秀な赤十字看護師の養成に努めます。

2. 医療社会事業活動の充実

府民の皆様の疾病予防と健康保持のため、関係機関と連携し、次の施策を実施します。

- (1) 京都府の母子家庭の母親を対象とした健康増進事業に協力し、成人病や生活習慣病を早期に発見し健康増進を図るため、京都第一赤十字病院において「母子家庭人間ドック（半日人間ドック）」を実施します。
- (2) 患者の療養生活における心理的・社会的・経済的問題の相談に応じ、また転院・退院時の調整など、患者及び家族に寄り添い、問題解決に向けて必要なソーシャルワーク援助を行います。



京都第一赤十字病院



京都第二赤十字病院



舞鶴赤十字病院



京都第一赤十字看護専門学校（戴帽式）



京都第二赤十字看護専門学校（宣誓式）

第3 血液事業



血液事業の運営に当たっては、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」などの関係法令を遵守し、採血事業者ならびに医薬品販売業者としての責務を果たし、事業を確実に遂行します。

現在、超少子高齢化社会が進むなか、将来の献血の担い手である若年層への働きかけとして、中学・高校での献血セミナーの実施や献血Web会員サービス（ラブラッド）のアプリをリリースし、献血可能年齢未満でも登録できる「プレ会員」の登録を開始しております。アプリでは献血に関するコンテンツが閲覧できる内容となっており、会員の方は献血予約と事前問診回答が可能となっております。引き続きラブラッドの会員登録を推進するとともに府民の皆様へ献血にご協力いただきやすい環境づくりに取り組み、輸血用血液製剤が安定的に供給される体制を維持するよう努めます。



京都府赤十字血液センター



京都府赤十字血液センター 福知山出張所

第4 広報の強化



1. 広報活動の展開

広く府民の皆様には赤十字の思想や活動について理解を深めていただき、赤十字事業への一層の協力が得られるよう、積極的に広報活動を行います。

各種キャンペーンや地域イベントをはじめ、広報誌「赤十字きょうと」やパンフレットの発行、テレビ・ラジオ等の活用、またホームページやフェイスブック・インスタグラム等のSNSを活用してタイムリーに情報発信を行うなど、府民の皆様には赤十字のことをより身近に感じていただけるよう、管内施設と連携し、積極的に広報活動を実施します。

2. 赤十字キャンペーンの実施

日本赤十字社では、創立記念日が5月1日であることから、5月を赤十字運動月間と位置付けており、京都府支部においても、各種キャンペーンを実施します。

また、赤十字の創始者アンリー・デュナンの生誕の日である世界赤十字デー（5月8日）に、先人たちが歩んできた人道の歴史に思いを馳せるとともに、紛争や災害で苦しむ人々に寄り添い、アンリー・デュナンと日本赤十字社創始者の佐野常民が強く訴えた「人道」への理解を深めていただくことを目的として「レッドライトアップ」プロジェクトを実施します。

さらに、世界各地で紛争や災害、病気などで苦しむ多くの人々を支援するため、「海外たすけあい」募金キャンペーンを実施するとともに、この度、甚大な被害をもたらした能登半島地震や、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など過去の災害の教訓を忘れることなく、「風化防止」や「復興支援」にとどまらず、未来に目を向けた「防災・減災の備え」を訴求し、将来の災害に対する意識の向上を図る「ACTION!防災・減災」に取り組みます。



「レッドライトアップ」プロジェクト
(京都府庁旧本館)

第5 その他



1. 赤十字事業の推進体制

社業の振興と支援者増強体制の充実及び地域に密着したよりきめ細かな対応を図るため、地区・分区の赤十字業務関係者などの会議等を通じて、ご理解とご協力を得るよう努めます。

また、地区・分区において赤十字に関する業務の窓口となる担当者の方々を対象に、業務の概要について説明するとともに、今後の業務を円滑に進めていただくための会議を開催します。

2. 京都府支部有功会の会員の増強並びに組織の充実強化

京都府支部有功会は、日本赤十字社の金色有功章を受章され、赤十字が行う災害救護活動等をはじめとした人道的な諸事業に賛同していただいた有志の皆様により、昭和37年12月に全国で4番目の有功会として結成され、令和5年12月末現在で229名の会員の方々に活動していただいています。平成30年度からは、組織の拡充を図るため、銀色有功章受章者の方にも入会していただいています。

有功会員の皆様には、活動資金の募集をはじめ、赤十字事業の推進に多大な支援をいただいております。更に連携を密にして、会員の増強や組織の充実・強化に努めます。

3. 令和6年京都府赤十字大会の開催

赤十字事業の推進に多大な尽力をいただいた方々の功労を称えるとともに、日頃から活躍いただいている奉仕団員、有功会員、地区・分区等の関係者の方々が一堂に会し、赤十字思想の普及・啓発、意識の高揚や、支部事業並びに各施設のより一層の発展と充実を図ることを目的として、今秋に「令和6年京都府赤十字大会」を開催します。

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字社のミッションステートメントは、
3つの要素から構成されます。

日本赤十字社の使命

赤十字の使命は、赤十字の誕生以来、きわめて明確に存在しましたが、日本赤十字社では「人道・博愛の赤十字」「赤十字精神」といった漠然とした表現が長く使われてきたため、一人ひとりが受け止める日本赤十字社の使命は、曖昧なものとなっていました。ここでは、日本赤十字社にかかわる全ての人（会員、ボランティア、職員等）が共有すべき使命である「赤十字の理想とする人道的任務を達成すること。（日本赤十字社法第1条）」の人道的任務の達成を「人間のいのちと健康、尊厳を守ります。」と明解に表現し、あわせて「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し」により、多くの人々の思いを結集して赤十字運動を推進して行くことを強調しました。

わたしたちの基本原則

わたしたちが、日本赤十字社の使命を達成するために、世界中の赤十字が共有している7つの基本原則（赤十字の基本理念と行動規範）に従って行動することを明確に宣言しました。1965年にウィーンで開催された第20回赤十字国際会議で宣言され、1986年にジュネーブで開催された第25回赤十字国際会議で一部改定採択された「赤十字の基本原則宣言」の原文から主旨を汲み取り、簡明に表現しました。

わたしたちの決意

日本赤十字社の使命、すなわち「人道の実現」を達成するために、職員やボランティアなどのわたしたち一人ひとりが心しなければならないこと、具体的に行動していかなければならないことを決意として表明しました。

令和6年度 事業計画

発行日	令和6年2月14日
発行元	日本赤十字社京都府支部
住 所	京都府京都市上京区下立売通油小路西入東橋詰町178番地
T E L	075-468-1182
F A X	075-468-1789